

市川市生活保護費公金運搬警備業務委託 仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市生活保護費公金運搬警備業務委託
- 2 業務目的 本業務は、起こりうるあらゆるリスクを分析し、盗難等による事故の発生を警戒し、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき貴重品運搬警備を行うことにより、公金を指定場所へ運搬することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号
市川市役所第 2 庁舎 5 階 市川市福祉部生活支援課
- 4 委託期間 令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 5 業務内容
 - (1) 公金運搬概要
生活保護受給者へ支給する生活保護費について、委託者が指定する日に千葉銀行市川支店市川市役所出張所から、市川市福祉部生活支援課へ安全かつ正確に、車両を用いて運搬を行う。
 - (2) 公金運搬警備業務
業務の内容は次に掲げるものとする。
 - ア) 業務実施日および運搬距離
 - ① 業務実施日は、別紙 2 に示すとおりとする。
 - ② 運搬区間および移動距離は、千葉銀行市川支店市川市役所出張所から市川市福祉部生活支援課までの片道（約 2,000m）とする。
 - イ) 警備員および運搬車両
 - ① 警備員は、常時 2 名以上配置するものとする。
 - ② 運搬警備業務に使用する車両は、常時 1 台を用意するものとし、その車両にかかる経費は受託者が負担するものとする。
 - ③ 受託者は業務開始前に、使用する車両を委託者に文書で通知し、承認を受けるものとする。なお、以下に示す形式の車両は、業務に使用しないものとする。

- ・二輪車、特殊車両、その他業務にふさわしくないと認められるもの。
- ・運搬物（ジュラルミンケース）が外部より見ることができるもの。
- ・トラック等で荷台部分に覆いのないもの。（幌で覆われているものを含む）
- ・不正改造を施してある車両、その他道路法に定める一般的制限値を超えるもの。

なお、車両費、燃料費、自動車損害賠償責任保険、自動車保険（任意）、その他車両の維持管理に係る費用は、受託者の負担とする。

ウ) 運搬手順

- ① 委託者は、千葉銀行市川支店市川市役所出張所において、金融機関より生活保護費を払い出し、これを取り入れるジュラルミンケースの準備を行う。
- ② 受託者は、委託者が準備したジュラルミンケースを別途指定する時間および場所（別途、委託者から図面を提供する。）で受取り、市川市福祉部生活支援課へ迅速、安全かつ正確な運搬を行うものとする。
- ③ 受託者は、市川市福祉部生活支援課到着後、委託者が指定する場所（別途、委託者から図面を提供する。）においてジュラルミンケースの引渡しを行うものとする。

（３）警備員の資格等

警備員のうち１名以上は警備業法に定める要件を満たす、貴重品運搬警備業務検定２級以上の資格を有する者とする。

また、次の事項を適切に行う能力を有する者１名を業務責任者として選任するものとする。

- ア) 委託者との打合せ・協議及び調整
- イ) 業務内容の把握、業務計画の立案及び業務の実施
- ウ) 警備員の人選及び適切な配置
- エ) 警備員に対する指揮命令及び指導・教育
- オ) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
- カ) 業務従事者及び第三者に対する安全管理

（４）警備業務従事上の留意点

- ① 警備員の服装および装備品（警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等）は、原則として受託者の定めるものとする。ただし、護身用具（警備員の安全を確保するために身につける警棒、防刃チョッキ、防弾チョッキ等）を携帯する場合には、委託者と協議するものとする。
- ② 警備員は、常時身分証を携帯し、千葉銀行市川支店市川市役所出張所及び福祉部生活支援課への入室時には、身分証の提示を行うものとする。
本仕様書で定義する身分証とは、受託者が当該業務の従事者に対して発行する身

分を証明するものをいい、当該業務に従事していることを明示し、かつ本人であることが確認できる写真付きとする。

(5) 損害賠償について

- ① 業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害について、保険により委託者に対して、その損害を賠償するものとする。
- ② 前項の損害賠償限度額は、3 千万円とする。なお、損害賠償保険は、受託者の負担とする。

(6) 免責について

次の事項について、受託者は一切、その責任を負わないものとする。
ただし、次の事項が予想される場合には、委託者と受託者とで対応についての協議を行うものとする。

- ① 天災地変等に起因する損害。
- ② 戦争、暴動、騒乱、その他類似事故に起因する損害。
- ③ 法令または公権の発動（受託者の責めに帰すべき事由に基づく処分を除く。）による警送の差止め、警送品の没収等に起因する損害。
- ④ 悪天候、交通渋滞等による警送品引渡しの不能または遅延に起因する損害。
- ⑤ 容器の外装に異常がない場合の内容物の過不足および破損に起因する損害。
- ⑥ 委託者の故意または過失に起因する損害。

(7) その他

異常が発生した場合には、直ちに委託者、警察、当該金融機関に連絡し、応急措置をとるものとする。

6 添付資料

- 別紙 1 施設場所案内図
- 別紙 2 令和 7 年度業務カレンダー
- 別紙 3 情報セキュリティチェックリスト
- 別紙 4 生活支援課運搬警備業務日報
- 別紙 5 業務完了報告書
- 別紙 6 完了届

7 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、委託者の指定

(別紙2参照)する日。業務日数は51日。

(2) 業務時間

午前8時45分から午前10時15分までの間で、「5 業務内容」に示す業務を行うものとする。ただし、4月1日のみ年度替わりのため、午後1時00分から午後2時30分までの間で、「5 業務内容」に示す業務を行うものとする。

なお、委託者の指定する時間及び場所でジュラルミンケースを受け取るものとする。

8 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務実施にあたり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

- ① 業務(警備)計画書(業務責任者名、業務従事者名(警備員)及び緊急時連絡系統図を含む)
- ② 業務責任者及び業務従事者(警備員)の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、能力・経歴を証明する書面
- ③ 損害賠償保険証の写し
- ④ 自動車損害賠償責任保険証の写し
- ⑤ 自動車運転免許証の写し
- ⑥ 自動車検査証の写し
- ⑦ 情報セキュリティチェックリスト(別紙3)

なお、内容に変更がある場合には、受託者は業務開始前に委託者に変更後の書類を提出するものとする。

また、④～⑥については、写しが大量となり、書類作成が困難となる場合は、情報を網羅した一覧表での提出も可とする。

(2) 報告書

受託者は、次に掲げる報告書を、それぞれの指定日までに委託者に提出するものとする。

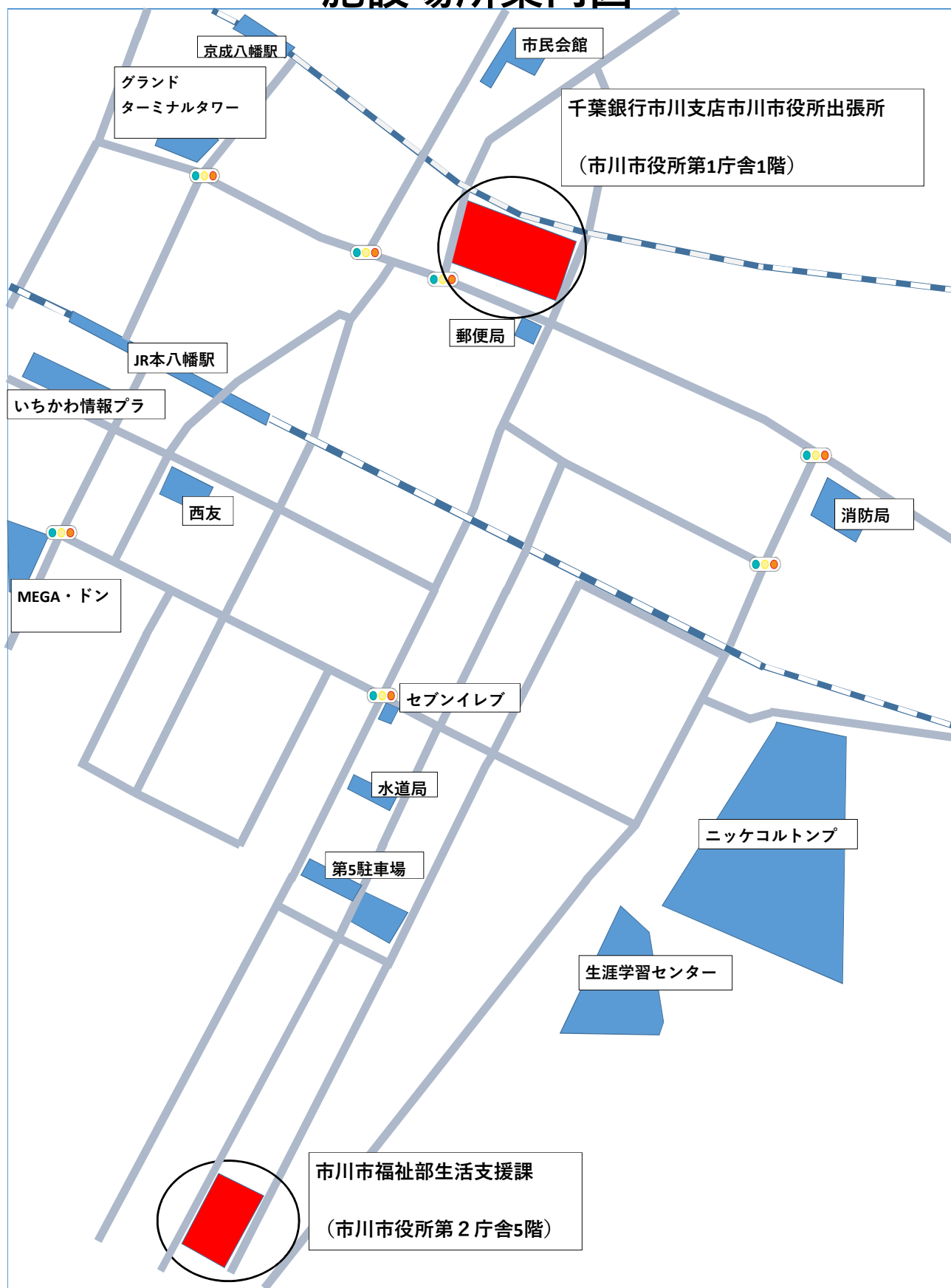
- ① 業務日報(業務時間、従事者名が記載されたもの)
: 業務日当日。なお、業務日報は原本とする。
- ② 業務完了報告書
: 当該月の業務終了後、翌月の10日以内に提出。ただし、委託業務終了月は終了日当日。
- ③ 完了届
: 業務期間終了日。
- ④ 異常が発生した場合には、報告書をもとに、異常が発生した当日に委託者に報告

する。なお、報告書は原本とする。

9 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、警備業法、労働基準法、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行にともなう個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、この業務の履行にあたり、委託者または第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合には、その理由を明示し、業務の改善を受託者に求めることができる。
- (6) この仕様書に定めのない事項および疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

施設場所案内図



※市川市福祉部生活支援課 住所：市川市南八幡2丁目20番2号

※千葉銀行市川市役所出張所 住所：市川市八幡1丁目1番1号

2025年度 年間カレンダー

公金運搬必要日数 51日

2025 7 July

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

定例のみ 0日
随時のみ 4日
重複 1日
計 5日

2025 8 August

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2025 9 September

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

定例のみ 1日
随時のみ 5日
重複 0日
計 6日

2025 10 October

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2025 11 November

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2025 12 December

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2026 1 January

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2026 2 February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

2026 3 March

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

定例のみ 0日
随時のみ 5日
重複 0日
計 5日

6 2025 June

日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28

29 30

定例のみ 1日
随時のみ 4日
重複 0日
計 5日

5日

緑太字 定例支給日

16日

15日

15日

情報セキュリティ対策チェックリスト

別紙3

・契約書に添付されている情報セキュリティ取扱特記事項の遵守状況を確認します。
・監督責任者より指示があった場合、「情報セキュリティ対策チェックリスト」をご提出下さい。(記載に不備がある場合、再提出をお願いします。)
・業務体制の変更又は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、再度本チェックリストをご提出下さい。

契約概要	契約名	市川市生活保護費公金運搬警備業務委託		
	契約期間	令和7年6月1日～令和8年3月31日		
	発注者	市川市	担当者	部署名：氏名：
	受注者		担当者(記入者)	部署名：氏名：

(注) 情報とは、形状・形態(紙・電子)を問わず本市が管理する情報を示します。

記入日

No.	確認内容	該当する□にチェック記入、又は黒く塗りつぶす(■)	
1	本件業務に関する情報(以下、「情報」という。)を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行っていますか。	☐ 履行目的の範囲内 ☐ 履行目的の範囲外 ☐ 該当なし(発注者から情報授受無し)	
2	情報にアクセスする者は体制図の範囲内ですか。	☐ 情報にアクセスする者は体制図の範囲内 ☐ 情報にアクセスする者は体制図の範囲外	
3	発注者と受注者間における情報の受渡方法について、発注者の承認を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
4	情報を第三者に提供する場合、発注者の承諾を得ていますか。	☐ 発注者の承諾を得て第三者に提供している ☐ 発注者の承諾を得ずに第三者に提供している ☐ 第三者に情報を提供していない	
5	情報を発注者の承諾を得て第三者に提供する場合、必要最小限の内容に制限していますか。	☐ 必要最小限の内容に制限している ☐ 内容は制限していない ☐ 第三者に情報を提供していない	
6	やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得ていますか。	☐ 再委託する業務範囲を明示し、発注者の承諾を得ている ☐ 再委託しているが承諾は得ていない ☐ 該当なし(再委託していない)	
7	第三者に再委託する場合、再委託先の情報セキュリティの管理体制を発注者に報告していますか。	☐ 再委託先の管理体制を発注者に報告している ☐ 再委託先の管理体制を発注者に報告していない ☐ 該当なし(再委託していない)	
8	情報を無断で複写及び、複製していませんか。	☐ 発注者の許可を得て複製している ☐ 発注者の許可を得ずに複製している ☐ 情報を複写及び複製していない	
9	情報について、契約上指定された作業場所以外の場所へ持出し、または送付していませんか。	☐ 作業場所以外の場所へ情報を持ち出していない ☐ 作業場所以外の場所へ情報を持ち出している	
10	電子メール、ファックス等をこの契約により指定された作業場所以外の場所に送信していませんか。	☐ 作業場所以外の場所にメール・ファックス等は送信していない ☐ 作業場所以外の場所にメール・ファックス等は送信している	
11	情報システムに対しマルウェア対策ソフトを導入し、常に最新の定義ファイルが適用されていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
12	脆弱性(ソフトウェア及び機器類における情報セキュリティ上の欠陥や弱点)が改善された修正プログラムが公開された場合は、速やかに対応していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
13	情報セキュリティインシデントが発生した際は、受注者は直ちに発注者に報告し、指示に従い、対応策を講じなければならないことを知っていますか。またその体制はできていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
14	情報セキュリティに関する教育(研修等)、及び情報セキュリティインシデントに対する訓練は実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
15	情報が不要となった際は、直ちに返却または、復元できないような形で廃棄することが必要です。どのように対応する予定ですか。	☐ 発注者に返却 ☐ 復元できない方法で廃棄(手法を具体的に：) ☐ 未定	
16	情報を廃棄した際は、発注者に対しどのように対応しますか。	☐ 適切に廃棄すれば発注者に対する対応は不要 ☐ 発注者に口頭で報告 ☐ 発注者に書面で報告	
17	受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う事を知っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
発注者 使用欄		確認日	確認者

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） 市川市生活保護費公金運搬警備業務委託

2. 施行（納入）場所 市川市南八幡2丁目20番2号
 市川市役所第2庁舎5階 市川市福祉部生活支援課

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
 おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） 市川市生活保護費公金運搬警備業務委託
2. 施行（納入）場所 市川市南八幡2丁目20番2号
 市川市役所第2庁舎5階 市川市福祉部生活支援課
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 委託金額 金 円
 (単価契約の場合は、総額を記入してください)
5. 委託期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで
6. 完了年月日 令和 年 月 日